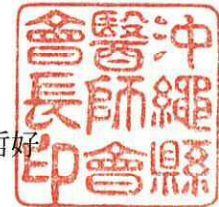


沖医発第 982号F  
令和 2年10月19日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会  
会長 安里哲好



「診療・検査医療機関」の指定申請（第2回）について（ご依頼）

沖縄県保健医療部地域保健課より、標記の依頼が届いておりますのでご連絡申し上げます。

本件は、令和2年10月1日付、沖医発第900号Fにてご依頼申し上げました、「診療・検査医療機関」の指定に係る2回目の取りまとめ依頼となっております。

第1回目の指定申請では、各地区医師会のご協力により92の医療機関にお手上げをいただきました。ありがとうございました。

第1回目の指定申請の依頼後、検体採取方法の変更（COVID-19の検査検体に鼻腔拭い液（自己採取可）が追加）や、検査実績報告の簡素化（院性者のHER-SYSでの報告は不要）等、現場での負担軽減が図られております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、診療・検査医療機関の2回目のお取りまとめにつき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2回目の申請書の提出期限は10月28日（水）とされておりますことを申し添えます。

※ 各地区医師会にてお取りまとめいただいたエクセルファイルは10月27日（火）までに沖縄県医師会（E-mail: [g2@okinawa.med.or.jp](mailto:g2@okinawa.med.or.jp)）へご提出下さいますようお願い致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、濱川

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

[g2@okinawa.med.or.jp](mailto:g2@okinawa.med.or.jp)

一般社団法人 沖縄県医師会長 殿

沖縄県地域保健課長  
(公印省略)

「診療・検査医療機関」の指定申請（第 2 回）について（依頼）

平素より、本県の感染症対策の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者の発生が想定されますが、発熱患者に対して季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難とされております。そのため、多数の発熱患者の発生を見据えて、かかりつけ医が主体となった「地域で適切に相談・診療・検査を提供する体制」を整備する必要があります。

そこで本県では、別添の厚生労働省事務連絡等に基づき、これまで COVID-19 等の診療及び検査にご協力いただいた医療機関を、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関「診療・検査医療機関」として指定し、次のインフルエンザ流行に備えた診療・検査体制の整備を推進するため、令和 2 年 9 月 30 日付け保地第 1529 号にて指定申請調書の提出を依頼したところです。

第 1 回目の依頼において、申請調書を提出いただいた 92 の医療機関を指定させていただいたところですが（別添資料参照）、多数の検査需要が見込まれる中、診療・検査を幅広い医療機関で分担いただくため、より多くの医療機関のご協力が必要となります。なお、前回の依頼後、検体採取方法の変更（COVID-19 の検査検体に鼻腔拭い液（自己採取可）が追加）や、検査実績報告の簡素化（陰性者の HER-SYS での報告は不要）など、現場でのご負担も軽減できようになっているところです。

つきましては、ご多忙時とは存じますが、貴会管下関係機関へ周知頂きますようよろしくお願い申し上げます。医療機関の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただき、「診療・検査医療機関」としてご協力いただける場合は別添指定申請調書の提出をお願い申し上げます。

記

1. 提出書類：指定申請調書（別添）
2. 提出方法：所属する各地区医師会事務局にてとりまとめの上、下記担当窓口へ提出願います。
3. 提出期限：令和 2 年 10 月 28 日（水）  
※申請は随時受け付けていますが、国への報告期限の兼ね合いで、2 回目の提出期限として設定した日付になります。
4. 添付資料
  - 1) 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について（令和 2 年 9 月 4 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
  - 2) 沖縄県通知補足資料
  - 3) 新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000674171.pdf>

(担当窓口)

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

検査企画チーム 担当：岡野、奥川、原、久高

TEL：098-866-2014

FAX：098-866-2888

## 【参考資料】

「診療・検査医療機関」の指定や補助金交付に関する厚生労働省事務連絡や、医療機関向け感染対策資料は以下になります。申請前にご確認ください。

- ・令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業のご案内  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000681415.pdf>

### ○医療提供体制の整備について

- ・「次のインフルエンザの流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000667888.pdf>

(参考資料：発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000667889.pdf>

- ・次のインフルエンザの流行に備えた体制整備（全体像）について（令和2年9月15日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672933.pdf>

- ・「「診療・検査医療機関（仮称）」の受診者数等の報告依頼について」（令和2年9月15日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672778.pdf>

※診療・検査医療機関の日々の受診者数等については、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」で報告（メールまたはFAX）していただくこととなりますので、事前登録申請が必要となります。登録申請様式（窓口調査シート）に必要事項を記入の上、厚生労働省にご提出ください。

★新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) : Gathering Medical Information System on COVID-19

[概要]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00130.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html)

[登録申請様式]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000646724.xlsx>

・「診療・検査医療機関（仮称）」等における「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS)」を用いた受診者数等の報告について（令和2年10月9日付け事務連絡）※別添

★新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) : Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19

[概要]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00129.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html)

・「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) を活用した感染症発生動向調査について」の改正について（令和2年10月14日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683026.pdf>

・「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) を活用した感染症発生動向調査について」に関するQ&Aについて（その4）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683027.pdf>

※HER-SYS への入力は、陽性患者のみ（疑似症患者については医師が入院を要すると認めた者に限る）で、陰性者の入力は不要となりました。

○検査体制の拡充について

・「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について（令和2年9月15日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>

○OPPEの配布支援について

・「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和2年9月15日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000673130.pdf>

(別紙)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000673131.xlsx>

※診療・検査医療機関には、国から無償で医療用物資（サージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋）の配布があります。

## ○財政支援について

・令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について（令和2年9月15日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672666.pdf>

※別紙1「診療・検査医療機関の指定要件等」をご確認ください。なお、[4. 診療・検査医療機関の周知に関する要件]については、本県では当面の間は方法②（ホームページ等での公表はせずに、県が那覇市・県コールセンター・保健所・地域の医療機関等関係者（医師会、診療・検査医療機関）に各診療・検査医療機関の情報を提供し共有）で実施します。

・令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）の交付について（令和2年9月15日付け厚生労働省発健0915第8号通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672635.pdf>

（参考資料：交付要綱様式（外来診療・検査体制確保事業））

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672636.xlsx>

※発熱患者等専用の診察室で受け入れる発熱患者等の想定受診患者数から、実際を受診患者数を差し引いた人数に、外来診療・検査体制確保料として13,447円を乗じた額が補助されます。（発熱患者等の想定受診患者数の上限は、1日あたり20人。ただし、自院のかかりつけ患者のみを受け入れる場合の上限は、1日あたり5人）

## ○感染拡大防止に関する事項

・医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）（一般社団法人日本環境感染学会作成）

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_taioguide3.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf)

・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第3版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000670444.pdf>

・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針・第1版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678571.pdf>

※COVID-19検査において、鼻腔拭い液（自己採取可）が追加されています。